

日常生活用具一覧表

令和6年4月現在

No	種目	対象者		性能	耐用年数	基準額
		障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
1	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚(1・2級)	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	6年	録音再生機 85,000円  再生専用機 48,000円
2	音声時計	視覚(1・2級)	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	10年	13,300円
	触読時計		備考 原則として音声時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読時計の使用が困難な者とする		10年	10,300円
3	音声ICタグレコーダー	視覚(1・2級)	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者	ICタグ等を用い、視覚障害者が容易に使用できるもの	10年	38,000円
			備考 視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
4	点字タイプライター	視覚(1・2級)	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	5年	63,100円
			備考 本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者に限る			
5	電磁調理器	視覚(1・2級)	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者	視覚障害者が容易に使用できるもの	6年	41,000円
			備考 視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			

6	音声体温計	視覚（１・２級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）		視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	５年	９，０００円
			備考	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
7	音声血圧計	視覚（１・２級）	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者		視覚障害者が容易に使用できるもの	５年	１２，０００円
			備考	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
8	点字図書	視覚	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者であって、主に情報の入手を点字によっているもの		点字により作成された図書	—	点字図書価格
9	音声体重計	視覚（１・２級）	１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者		視覚障害者が容易に使用できるもの	５年	１８，０００円
			備考	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
10	視覚障害者用拡大読書器	視覚	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの		画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことにより、拡大された画像（文字等）を容易にモニターに映し出せるもの	８年	１９８，０００円
11	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚（１・２級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）		視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	１０年	７，０００円
12	点字ディスプレイ	視覚（１・２級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年	３８３，５００円

13	点字器（標準型）	視覚	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、主に情報の入手を点字によっているもの	32マス18行、両面書、真鍮板製のもの	7年	10,712円
	点字器（携帯型）			32マス18行、両面書、プラスチック製のもの	7年	6,798円
				32マス4行、片面書、アルミニウム製のもの	5年	7,416円
				32マス12行、片面書、プラスチック製のもの	5年	1,699円
14	視覚障害者用活字文書 読上げ装置	視覚（1・2級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に交換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	6年	99,800円
15	視覚障害者用誘導装置	視覚	視覚障害者（児）であって、音声による誘導を必要とするもの	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	10年	56,000円
16	地上デジタル放送受信ラジオ	視覚（1・2級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	地上デジタル放送の音声受信が可能なものであって、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	10年	29,000円
17	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚（1・2級）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
			備考 聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る			

18	聴覚障害者用通信装置	聴覚	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）のうち、聴覚又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
19	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信することができるものであって、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	6年	88,900円
			備考	サウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む			
20	携帯用信号装置	聴覚	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができないもの		送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるものであって、携帯可能なもの	10年	18,000円
21	人工喉頭（笛式）	音声・言語機能	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、音声・言語機能障害を有し、喉頭を摘出したもの又は発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの		呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,150円
	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの				5年	72,203円	
	人工鼻		備考	人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る	障害者（児）が容易に使用できるもの	—	23,100円/月

22	便器	①下肢又は体幹機能(1・2級)	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)	障害者(児)が容易に使用できるもの		8年	4,450円 手すり付きのもの 9,850円
		②難病等	学齢児以上のうち難病患者等であって、その疾病により常時介護を必要とするもの	備考	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く		
23	トイレチェアー	肢体不自由	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てないもの	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの		—	81,000円
24	車椅子用段差昇降機	身体	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、常時車椅子を使用するもの	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態に乗降が可能なもの		10年	260,000円
25	頭部保護帽	①知的	療育手帳の交付を受けた者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるものであって、主材料がスポンジ又は革のもの		3年	12,768円
		②身体	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、歩行や座位が不安定又はてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるものであって、主材料がスポンジ、革又はプラスチックのもの		3年	30,870円
		③精神	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの				
26	T字状・棒状の杖	下肢・体幹又は平衡機能	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、歩行に支持が必要なもの	主体が木材(十分な強度を有するもの)であって、外装がニス塗装のもの		3年	2,266円
				主体が軽金属であって、外装の塗装がないもの		3年	3,090円

27	特殊尿器	①下肢又は体幹機能（1・2級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	尿が自動的に吸引されるものであって、在宅の障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの	5年	67,000円
			備考 常時介護を必要とするものに限る			
		②難病等	難病患者等であって、自力で排尿できないもの			
28	特殊便器	①上肢（1・2級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	足踏みペダルにて温水温風を出すことができるもの	8年	151,200円
		②難病等	難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの			
		③知的（A・A）	療育手帳の交付を受けた者（児）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	備考 取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く		
29	特殊マット	①知的（A・A）	3歳以上の療育手帳の交付を受けた者（児）	じょくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
		②下肢又は体幹機能（1・2級）	3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童			
		③下肢又は体幹機能（1級）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者			
			備考 常時介護を要する者に限る			
		④難病等	3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの			
30	特殊寝台	①下肢又は体幹機能（1・2級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
		②難病等	学齢児以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの			

31	入浴担架	下肢又は体幹機能(1・2級)	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)		障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
			備考	入浴に介助を必要とする者に限る			
32	体位変換器	①下肢又は体幹機能	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)		介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	15,000円
			備考	下着交換等に当たって、介助を要する者に限る			
		②難病等	学齢児以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの				
33	携帯用会話補助装置	音声・言語機能又は肢体不自由	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有するもの		携帯式であって、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの	5年	98,800円
34	情報・通信支援用具	視覚(1・2級)又は上肢(1・2級)	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、情報機器の使用により社会参加が見込まれるもの		情報機器に付属する周辺機器、ソフト等であって、視覚障害者が音声を認識できるもの、文字等を拡大できるもの又は上肢機能障害者が操作できるもの	—	100,000円
35	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、入浴に介助を必要とするもの		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、障害者又は介助者が容易に使用できるもの	8年	90,000円
		②難病等	3歳以上の難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもの				

36	移動用リフト	①下肢又は体幹機能	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの	4年	159,000円
		②難病等	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	備考 天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く		
37	移動・移乗支援用具	①平衡機能・下肢又は体幹機能	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、住居内の移動等において介助を必要とするもの	手すり、ロープ等であって、障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであり、必要な強度と安全性を有するもの及び転倒予防、立ち上がり動作及び移乗動作の補助、段差解消等の用具とすることができるもの	8年	60,000円
		②難病等	3歳以上の難病患者等であって、下肢が不自由なもの	備考 設置に当たり住宅改修を伴うものを除く		
38	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	①下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能に限る） (1～3級)	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	障害者の移動等を円滑にする用具であって、設置に当たって小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円
			備考 特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害2級以上のものに限る			
		②難病等	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの			
39	訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能（1・2級）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
		②難病等	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害があり、医師に訓練の必要があると認められたもの			



40	訓練椅子	下肢又は体幹機能 (1・2級)	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた児童	原則として付属のテーブルを備えたもの	5年	33,100円	
41	透析液加温器	腎臓機能 (1～3級)	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円	
42	酸素ポンプ運搬車	身体	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用できるもの	10年	17,000円	
43	ネブライザー	①呼吸器機能 (1～3級)、その他 (※)	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)、又は同程度 (※) の身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者 (児) 又は介助者が容易に使用できるもの	5年	36,000円	
		②難病等	難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの				
44	電気式たん吸引器	①呼吸器機能 (1～3級)、その他 (※)	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)、又は同程度 (※) の身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者 (児) 又は介助者が容易に使用できるもの	5年	56,400円	
		②難病等	難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの				
45	吸引・吸入両用器	①呼吸器機能 (1～3級)、その他 (※)	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)、又は同程度 (※) の身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者 (児) が又は介助者容易に使用できるもの	5年	86,900円	
		②難病等	難病患者等であって、呼吸器機能に障害があるもの				
46	火災警報器	①身体 (1・2級)	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年	15,500円	
			備考				聴覚障害については、障害の程度が6級以上
		②知的 (A・A)	療育手帳の交付を受けた者 (児)				
			備考				①②のいずれも火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る

47	自動消火器	①身体 (1・2級)	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)	室内温度の異常上昇 又は炎の接触で自動的に 消火液を噴射し、初期火災を 消火できるもの	8年	28,700円
		②知的 (A・A)	療育手帳の交付を受けた者 (児)			
		③難病等	難病患者等			
		備考	①②③のいずれも火災発生時の 感知及び避難が著しく困難な障 害者のみの世帯及びこれに準ずる世 帯に限る			
48	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①呼吸器機能 (1～3級)、 その他(※)	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)、又は同程度(※)の身体障害者 であって、必要と認められるもの	呼吸状態を継続的に モニタリングすることが可能な機能 を有し、難病患者等が容易に使用 できるもの	5年	157,500円
		②難病等	難病患者等であって、人工呼吸器の装 着が必要なもの			
49	人工呼吸器用自家発電機・外 部バッテリー	①呼吸器若しくは心臓機能 (1～3級)、 その他(※)	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)、又は同程度(※)の身体障害者 であって、必要と認められるもの	介助者が容易に使用 できるもの	6年	自家発電機 150,000円
		②難病等	難病患者等であって、呼吸器機能に障 害があるもの			外部バッテリー 100,000円
50	ストーマ用装具(消化器系)	直腸機能	身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)であって、直腸機能障害を有し、 人工肛門のストーマを造設したもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型 又は下部開放型の収納袋でラテックス製 又はプラスチックフィルム製のもの(同等 以上の性能を有すると認められるものを 含む。)であって、障害者又は介助者が 容易に使用できるもの	—	8,858円/月
		備考	身体障害者手帳を所持しない者 で、ストーマ造設日より6か月を 経過しないものを含む			

51	ストーマ用装具（尿路系）	膀胱機能	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、尿路変更のストーマを造設したもの		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付きのラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの（同等以上の性能を有すると認められるものを含む。）であって、障害者又は介助者が容易に使用できるもの	—	11,639円/月
			備考	身体障害者手帳を所持しない者で、ストーマ造設日より6か月を経過しないものを含む			
52	紙おむつ等	—	<p>3歳以上であって、下記のいずれかに該当するもの</p> <p>① 上記ストーマ用装具の対象者であって、ストーマの変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマを装着できないもの</p> <p>② 直腸機能障害又は膀胱機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による排尿機能障害又は排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障害のあるもの</p> <p>③ 脳性麻痺による肢体不自由又は脳原性運動機能障害の手帳の交付を受けた者であって、排尿又は排便の意思表示が困難なもの</p>		障害者（児）が容易に使用できるもの	—	12,000円/月
53	収尿器（男性用普通型）	肢体不自由又は膀胱機能	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、高度の排尿障害のあるもの		採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のあるラテックス製又はゴム製のもの	—	7,931円
	収尿器（男性用簡易型）				—	5,871円	
	収尿器（女性用普通型）				—	8,755円	
	収尿器（女性用簡易型）				—	6,077円	

